

# 高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

第 10 号

2012年10月12日

文責 馬場 隆

## 県人事委員会報告 (10/11)

# 月例給・ボーナスとともに改定なし

## 昇給・昇格の「改正」は「検討する必要」

長崎県人事委員会は 11 日、知事と県議会に対して、本年度の職員の給与等についての報告を行いました。その内容は、8 月の人事院勧告の内容を大筋で踏襲するもので、教職員の生活の改善につながるものにはなっていません。

### ボーナスの支給月数は3.95月のまま

人事委員会は、民間給与との比較で、月例給が 189 円 (0.05 %)、ボーナスが 0.02 月、県職員が民間を上回っているが、較差は極めて小さいとして、人事院勧告と同様、どちらも改定しないことが適当であると改定勧告は行いませんでした。昨年までのようなマイナス勧告とはなりませんでしたが、ボーナスの支給月数は 3.95 月のままで、1960 年代の水準にとどまっているなど、長く続いている年収減の状態の改善を願う県職員の期待を裏切る内容です。

### 昇給・昇格制度については

#### 「改正」勧告ではなく「検討する必要」

8 月の人事院勧告では、50 代における官民の給与差を是正するとして、55 歳を超える職員については、標準の成績では昇給しない(現行では 2 号昇給)こととし、昇格制度についても、昇格した際の号給を現行より低い号給とするという「改正」が勧告されていました。

この問題については、高教組が事務局を担っている長崎県公務共闘が、9 月 21 日に行った人事委員会交渉で、人事院勧告に追隨して、高年

齢者の賃金を抑制することがないように求めています。長崎より先行して出されていた他県の勧告では、国と同様の「改正」を勧告した事例も少なくありませんでした。しかし、11 日の長崎県の報告では、昇給・昇格制度についての「改正」は勧告せず、報告で「検討する必要がある」と言及するにとどまっており、高教組や公務共闘の要求を反映したものと言えます。

### 年金と雇用の接続については

#### 再任用を前提とする報告

年金支給年齢の引き上げに伴う雇用との接続の問題は、昨年 12 月に、人事院が定年延長で対応することが適当とする意見の申し出を行ったにもかかわらず、政府が「再任用の義務化」で対応する方針を決定しています。8 月の人事院勧告では、人事院が自ら行った意見の申し出に反して、再任用を前提とする報告を行い、政府に追隨する姿勢を明らかにしました。

今回の人事委員会の報告は、「新たな再任用制度に関する諸問題については…中略…検討を行う必要がある」として、人事院同様、政府の方針に追隨する形になっています。

人事委員会からの改定勧告はありませんでしたが、今年度も勤務条件についての確定交渉が 11 月 1 日から始まります。現在、重点要求についての署名を各職場でお願いしています、高教組のとりくみへのご協力をお願いします。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ